

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和2年6月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和2年7月3日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
国民民主党埼玉県第4区総支部	浅野 克彦	山下 知子	埼玉県朝霞市三原4-5-18ベルコーポI-102

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
三郷市三ッ林ひろみ後援会	立澤 貞彦	阿部 一之	埼玉県三郷市三郷2-1-1-101
やこう会	谷古宇 勘司	金子 隆一	埼玉県草加市高砂1-7-13ヤマトヤビル3F